

清須市総合計画審議会設置条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 156 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、清須市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを聞くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（参与）

第 7 条 審議会に参与を置くことができる。

2 参与は、国又は県の行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 参与は、審議会に出席して意見を述べることができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

清須市総合計画審議会の公開等（案）

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 18 年 3 月 29 日告示第 24 号）第 3 条において、附属機関等の会議は、個人に関する情報等を審議する場合を除いては、原則として公開することとされています。

また、附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うこととされています。

このことから、清須市総合計画審議会の公開等について、次のとおり定めることとします。

1 会議開催の事前公表

- 会議の開催の日前 7 日までに、清須市ホームページで公表する。

2 会議の傍聴

- 認める。
- 傍聴人の定数は 10 人とする。
- 傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

3 会議録等

- 会議の概要、会議録及び配付した会議の資料等は、清須市ホームページで公表する。
- 会議録には委員名を含むものとする。
- 会議録の内容について適正を図るために、会長は毎回の会議において、会議録署名委員 2 名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- 会議録の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 開催日時、開催場所
 - (2) 議題
 - (3) 会議資料
 - (4) 公開・非公開の別
 - (5) 傍聴人の数
 - (6) 委員の出欠状況
 - (7) 事務局の出席者
 - (8) 会議の内容
 - (9) 会議録の署名委員
 - (10) その他必要な事項

4 その他

- 報道機関のカメラマン等による写真撮影等のための入室は、頭撮りまでとする。